

会則

第1条 名称及び所在

本クラブは、「アイレクス AI ジム24」と称し、所在地を愛知県豊橋市花田町字西宿豊橋駅内ビル内とします。

第2条 目的

本クラブは、会員が本クラブの施設利用を通じて心身の健康維持及び増進を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 運営

本クラブは、アイレクススポーツライフ株式会社（以下「会社」という）が、その管理、運営を行います。

第4条 会員制度

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会される方は、本会則等に同意した上で、諸契約を会社と締結しなければなりません。
3. 本クラブの会員の種類、利用条件及び特典等は別に定めます。但し、会社の必要に応じて新規に会員の種類を設定または廃止することができるものとします。

第5条 入会資格及び利用資格

本クラブの入会及び利用資格は、以下の項目をすべて満たす方に限ります。

1. 本会則及び会社が別に定める諸規則を遵守し、クラブの品位、秩序を保ち、会社の運営に協力しようとする方。
2. 満18歳以上の方。
3. 刺青（タトゥー含む）をしていない方。ただし、別途当社が定める基準に従い、当社が認める場合を除きます。
4. 暴力団その他反社会的な組織に所属していない方。
5. 医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方。
6. 妊娠中でない方。

7. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方。
8. 過去に会社から除名等の通告を受けたことのない方、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことのない方。
9. その他、会社が適当と認めた方。

第6条 プライバシーの尊重

1. 会員は、相互にプライバシーを尊重し、尊厳を脅かすことのないように注意するものとします。
2. 前項と同様に、従業員、会社及び関係者のプライバシーも尊重されるものとします。

第7条 入会手続き

1. 本クラブに入会を希望される方は、所定の手続きを行い、会社の承認を経て、会社が定める入会金、諸会費、登録料を所定の方法で会社に払い込み、入会手続きを完了するものとします。
2. 本クラブ入会申込者は、会社が審査を行い、入会の承認、不承認を決定するものとします。不承認の場合でも、申込者は問い合わせ及び異議の申し立てはできません。
3. 前項に定める入会承認が完了した時点において、会員資格を取得したものとします。

第8条 入会金、諸会費、登録料、諸料金

1. 会社は、経済情勢等の変動その他の事情により必要と判断した場合、入会金、諸会費、登録料及び諸料金を変更できるものとします。この場合、会社は1ヶ月前までに告知するものとします。
2. 一旦納入した入会金、登録料、諸会費は、次の場合を除き、これを返還しません。
3. a. 利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け、会社が認めた場合（全額返還）。
4. b. 長期契約者が死亡または妊娠により退会した場合（未経過月分返還）。

第9条 会員証

1. 会社は、会員に対してNFC登録されたリストバンドまたはWEBシステムによる専用ページ（以下「会員証」という）を発行します。会員証の使用は会員本人に限ります。
2. 会員は、本クラブの利用にあたり、会員証を提示または提出しなければなりません。
3. 会員は、会員証を他へ譲渡、貸与、または担保に供することはできません。
4. 紛失した場合は速やかに再発行の手続きをとり、その費用を負担するものとします。

第10条 諸手続き、届出

1. 入会申込内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
2. 届出を怠ったことにより生じた損害について、会社は一切の責任を負いません。

第11条 退会

1. 自己都合により退会する場合は、会社が定める期日までに所定の方法で手続きを完了しなければなりません。
2. 妊娠した場合は、所定の方法により退会を申し出なければなりません。
3. 退会月の会費は、月の途中であっても全額支払わなければなりません。
4. 諸会費を3ヶ月分以上滞納した場合は退会扱いとします。但し、滞納分は完納義務があります。

第12条 会員の除名

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社はその会員を除名することができます。

1. 本会則及び諸規則に違反した場合。
2. クラブの名誉、信用を傷つけたり、秩序を乱した場合。
3. 諸会費の支払いを滞納し、催告を受けても完納しない場合。
4. 入会に際して虚偽の申告をした場合。
5. 会員同士のトラブルまたは争いがあった場合。

第13条 会員資格の喪失

会員は、退会、死亡、除名、または本クラブの閉鎖により会員資格を喪失します。

第14条 会員資格の譲渡、貸与等

会員資格は、他に譲渡、相続、または貸与できません。

第15条 ビジターの施設利用

会社が認めたビジターは、別に定める施設利用料を支払うことで施設を利用できます。

第16条 健康管理

会員は自己の責任において健康管理を行うものとし、会社は必要に応じて医師の診断書の提出を求めることができます。

第17条 施設利用の禁止、退場事項

酒気を帯びている方、薬物使用者、他の利用者に迷惑をかける方、スタッフの指示に従わない方等は、入場禁止または退場を命じられます。

第18条 施設利用の予約制、施設の閉鎖及び利用制限

天災、事故、施設の点検・修理、または管理運営上必要な場合、施設の一部または全部を閉鎖もしくは利用制限することがあります。

第19条 館内撮影及び録画

許可のない撮影、録音は禁止します。防犯及び安全管理のため、館内カメラによる録画を行うことに会員は同意するものとします。

第20条 運営介入の禁止

会員はいかなる理由をもっても、本クラブの運営に参加することはできません。

第21条 会社の免責

施設内での盗難、紛失、事故等について、会社に重過失がある場合を除き、会社は一切の責任を負いません。

第22条 会員の損害賠償

会員が自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。

第23条 告知方法

告知は館内掲示またはホームページへの掲載により行います。

第24条 情報の管理

会社は、公開している「個人情報基本方針」に沿って個人情報を適切に管理します。

第25条 細則

会則に定めのない事項については、会社が諸規則、案内等を定めることができますものとします。

第26条 諸規則等の厳守

利用者は、本会則及び会社が定める諸規則、案内等を厳守しなければなりません。

第27条 改正

会社は、本会則及び諸規則を改定することができ、その効力は全会員に及ぶものとします。

第28条 附則

1. 本会則は2026年7月1日より発効する。